

**令和 7 年度兵庫県・神戸市・西宮市国民保護共同訓練計画作成等業務
プロポーザル募集要項**

1 趣旨

「令和 7 年度兵庫県・神戸市・西宮市国民保護共同訓練計画作成等業務」を委託する者を選定するため企画提案を募集する。

2 委託条件

(1) 業務内容

別紙「令和 7 年度兵庫県・神戸市・西宮市国民保護共同訓練計画作成等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 委託金額

4,576 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3 応募資格

受託者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。また、単独企業だけでなく複数の企業・団体での共同によるグループ応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募はできない。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力(※)を有した、民間企業、NPO 法人、これら以外の法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等)、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。
- (2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 3 条に規定する最低賃金額(同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保すること。

※「事業を適切に遂行するに足る能力」とは、個々に判断することになるが、少なくとも次の要件を満たしていることが必要である。

- ① 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ② 実施にあたり、県との打ち合わせ等に対応できること。
- ③ 仕様書の記載内容に対応できること。

4 スケジュール（予定）

6/2（月）	実施要綱等の公表・配布
6/2（月）～6/9（月）15時	プロポーザルへの質問受付期間
6/13（金）まで	質問に対する回答期限
6/19（木）15時	応募申込期限
6/20（金）～6/27（金）	審査、受託予定者の決定
7月上旬	審査結果通知

5 応募

（1）関係書類提出期間

令和7年6月2日（月）～令和7年6月19日（木）15時

※説明会は実施しない。

（2）提出書類

- ア 応募申込書（様式1）・・・1部
- イ 応募事業者概要（様式2）・・・1部
- ウ 企画提案書（任意様式）・・・正1部、副5部
- エ 経費積算見積書（任意様式）・・・正1部、副5部
- オ 提案内容補足説明資料（任意様式）・・・6部

※ なお、契約締結時に兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書の提出を求める。（兵庫県へ納税義務がない場合を除く。）

（3）企画提案書

企画提案書には次の内容を記載すること

- ア 企画内容
- イ 実施体制
- ウ 業務実績
- エ その他（任意）

（4）経費積算見積書

ア 委託料には、当業務に係る所要経費を全て見積り、金額は消費税込みの金額を記載すること。

イ 内訳がわかるようにし、「一式」や「雑費」という表記は極力避けること。

ウ 兵庫県知事宛ての見積書とすること。

（5）実施要綱等に関する質問の受付及び回答

実施要綱、募集要項及び仕様書に係る事項に限り、次のとおりとする。なお、提案書の作成、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和7年6月9日（月）15時

イ 提出先 （7）に記載の事務局

ウ 提出様式 プロポーザル質問書（様式3）

エ 提出方法 書面を持参またはE-mailによる。E-mailで提出する場合は、

件名を「プロポーザルに関する質問」と記載すること。

オ 回答方法 6月13日（金）までに質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、県ホームページ上にも掲載する。

（6）参加申込・応募書類提出

応募者は、令和7年6月19日（木）15時までの間に、（2）に記載の書類を下記（7）まで郵送または持参し提出すること（郵送の場合は期限必着）。

ア 提出された企画提案書類は返却しない。

イ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出の受付は、各日の10時から17時まで（12～13時を除く）。ただし、最終日は10時から15時までであることに注意すること。

（7）提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県危機管理部災害対策課

電話：078-362-9306

E-mail：saitai@pref.hyogo.lg.jp

6 審査方法

（1）審査方法

ア 提出書類をもとに、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、プロポーザル審査会において内容を審査する。

イ 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

ウ プレゼンテーションは必要に応じ、6/20（金）～6/27（金）の間に実施する場合がある。実施する場合は、参加申込期限後に別途通知する。

エ 必要に応じヒアリングを行う場合があるため、結果通知までの平日において、担当者と連絡がとれる体制をとること。

（2）評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点
① 企画内容	事業の趣旨、内容を十分理解した内容となっているか。事業目的遂行にあたっての創意工夫がなされているか。
② 実施体制	業務を円滑かつ正確に遂行できるような体制となっているか
③ 業務実績	同種又は類似業務の実績を有しているか
④ 経費積算見積	適正かつ妥当な見積金額となっているか

（3）結果通知

応募者全員に対して、令和7年7月上旬に通知する。

（4）失格

以下のような場合、失格とすることがある。

ア 県災害対策課を通じず、県関係者に対してプロポーザルに関する問い合わせ

- せ等を行った場合
- イ 審査委員またはプロポーザル関係者に援助を直接または間接に求めた場合
- ウ 応募書類が本要項に示された要件を満たしていない場合
- エ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ その他、直接または間接に公平な審査に支障を来たした場合

7 委託契約の締結

- (1) 県は、受託予定者と提案事業の実施方法、仕様書等について協議・調整を行い、契約上限額の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 委託契約の締結に当たっては、プロポーザル実施要領、兵庫県財務規則、その他諸規定に従うものとする。

8 契約の変更、解除

- (1) 契約内容どおりの事業執行が認められない場合は、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合がある。
- (2) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (3) 契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 実績報告書

委託事業終了後は、実績報告書を提出するものとする。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料は、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。
- (2) 契約の相手方となる事業者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、委託契約の締結に当たって、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要であるが、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。
- (3) 契約締結日は、選定結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。
- (4) 再委託については、原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議した上で、書面により承諾を得た場合に限るものとする。

11 事務局

兵庫県危機管理部災害対策課 藤原・下山
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話：078-362-9306
E-mail：saitai@pref.hyogo.lg.jp